

地方税財源の充実について

平成30年度の地方財政計画においては、極めて厳しい地方財政の現状の中で、地方交付税総額が、東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.3兆円減の16.0兆円となったものの、地方一般財源総額は、子ども・子育て支援等の社会保障関係費や「まち・ひと・しごと創生事業費」等の歳出を適切に計上すること等により、0.04兆円増の62.1兆円が確保された。

一方、臨時財政対策債については、国において可能な手段を最大限活用して発行抑制を図り、前年度に比べて0.1兆円減となったものの、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる中、地方財政制度の構造的な問題の解消に向けた抜本的な対策が講じられていない。また、地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化等の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

さらに、近年、地方全体として基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論や、地方自治体ごとに異なる状況を踏まえ、地方の財源を圧縮すべきとするような議論があるが全く不適當である。また、国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化につなげるため、地方財政についても国の取組と基調を合わせて歳出改革等に取り組むこととされており、今後地方歳出の抑制圧力が高まることが懸念される。

加えて、社会保障と税の一体改革については、消費税・地方消費税10%への引上げに伴う増収分の使途を見直して、社会保障を全世代型のものとする事等の「新しい経済政策パッケージ」が平成29年12月に閣議決定され、その動向には国民の強い関心が寄せられている。2019年10月に確実に消費税・地方消費税を10%に引き上げることができるよう、国と地方が連携・協力して経済状況を好転させていくとともに、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供できるよう、「新しい経済政策パッケージ」を実施する際には、地方財政に係るものについては、地方と十分に協議を行うことと併せて、今後とも社会保障施策に対する確実な地方財政措置を国に求めていく必要がある。

こうした状況の下で、地方公共団体においては、自らもさらなる歳出削減

に努めながら、国と連携・協力し、地域の実情に即した産業振興、地域の活性化、雇用の確保、医療・介護・子育て支援の充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいかなければならない。

については、地方創生に資する取組を地方が主体的かつ強力に推進するための国と地方を通じた税財政制度の確立に向けて、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

- (1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要である。地方の創生なくして日本の創成はないということを踏まえ、アベノミクスの効果を地域の隅々まで一層行きわたらせるためにも、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増をはじめとする、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。

近年、地方財政計画に計上される地方一般財源総額は増加しているものの、個別の団体ごとにみると、都市部の団体は地方財政計画と同様に一般財源が増加する一方で、財政力が弱い地方部の団体は一般財源が減少している現状がある。

特に、地方交付税については、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保するとともに、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

また、消費税率引き上げにより、さらなる財政力の格差が拡大する恐れがあることから、偏在是正措置を確実に実施すること。

さらに、トップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえた上で、歳出効率化を先行実施している団体のインセンティブ

効果を削減しないよう、地方の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元するとともに、地理的要因や人口規模等によりスケールメリットが働かない地域の実情に配慮した措置を行うこと。

(2) 国においては、地方の財政調整基金などの残高の増加を取り上げて、地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的な配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論があるが、地方における近年の財政調整基金の増加は、国を大きく上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で、災害や税収の変動、社会保障関係費の増嵩や地方で特に進行している人口減少等に備えた財政運営の年度間調整の取組の現れである。また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限がなく、赤字地方債の発行も限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分踏まえるべきである。実際に、今回の平成30年7月豪雨災害対応においては、多額の財政調整基金を取り崩さざるを得ず、基金残高が一瞬にして激減するとともに、引き続き最優先で取り組まなければならない被災者支援や復旧・復興事業に必要な財源の確保が大きな課題となっている。このように、大規模災害が起きた際の地域の実情も踏まえると、地方の基金残高の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保すること。

(3) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化する中、平成30年度は財源不足の縮小等により発行額が減少したものの、本来は地方交付税の法定率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、構造的な問題の解決には至っていないことから、法定率の引上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

(4) 地方が、その地域の実情に応じた地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、平成30年度地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを的確に反映すること。

また、今後も、地方創生・人口減少克服に向けた地域の課題解決には、産官学金労言の連携など、総合戦略を踏まえた総合的な取組を継続的に実施する必要があることから、平成30年度当初予算において1,000億円が措置され、平成31年度の概算要求において1,150億円が要求された地方創生推進交付金については、新たな取組である「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を含め、こうした施策を確実に展開できるよう今後も十分な額を確保すること。その運用に当たっては、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、国の審査要件や用途の制約等の緩和を行うほか、手続を簡素化した上で、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除し、地方への人の流れの形成や、働き方改革の推進に有効な個人への給付事業を対象とすること。さらに、施設整備事業についても、ソフト施策と一体となって産業振興や地域活性化等に十分な効果が見込まれる場合には要件を大幅に緩和するなど、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る地方財政負担については、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

(5) 近年の地方財政計画における歳出は、歳出特別枠を含めてもピーク時に比べて減少してきている。その中で、人口減少や少子化への対応、また高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や地域経済活性化・雇用対策に係る歳出は、地方の給与関係費や投資的経費の削減、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。

特に、景気回復局面においても都市部に比べ税収の伸びが期待できない地方部において、責任をもって地域経済活性化等の取組を実施できるようにするため、都道府県分の地方交付税の算定に当たっては、これまで歳出特別枠（地域経済・雇用対策費）が担ってきた、財政力の弱い地方における地域経済活性化の取組を下支えする機能を引き続き確保する

こと。

- (6) 地方自治体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化し、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定が設けられ、2020年4月1日に施行されることとなったが、国においては制度の適正かつ円滑な導入に向け、地方自治体において必要となる規定の整備などに関し、さらに支援するとともに、期末手当の支給など制度改正に伴う適正な勤務条件の確保に必要な地方自治体の財政需要の増加について、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。

2 地方税制の抜本改革の推進

- (1) 近年の企業形態の変化（子会社化、アウトソーシング）や、ICT化の進展により、地方法人課税の税源が大都市部に集中する傾向にあり、さらには最近の景気回復や消費税・地方消費税率引上げに伴う地方法人特別税・譲与税の廃止に伴い、この傾向が一層進むことが考えられる。

このため、平成31年度税制改正において地方法人課税における偏在是正の新たな措置を確実に講じ、地方分権改革を進め、地方団体が将来にわたり安定的に公共サービスを提供するための基盤となる偏在性の小さな地方税体系を構築すること。

その際、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地方法人課税が地方団体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面もあることなどを踏まえ、今後の地方法人課税のあるべき全体像を見据えて検討すること。

また、地方法人課税の新たな偏在是正措置により生ずる財源については、都市と地方が支え合う持続可能な社会の構築に向けて、地方財政計画に必要な歳出を計上するなど実効性のある偏在是正措置となるようにすること。

- (2) 平成28年度税制改正において、消費税・地方消費税10%段階における偏在是正措置として、法人住民税法人税割の一部の地方交付税原資化をさらに進めることとされた。

この交付税原資化については、偏在是正により生じる財源に見合う歳出を確実に地方財政計画に計上するとともに、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性のある偏在是正措置となるようにすること。

(3) 法人事業税の外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際は、地域経済や雇用への影響を踏まえて、中小法人への適用について慎重に検討すること。

また、法人事業税の分割基準については、前回の見直し（平成17年度）から10年以上経過しており、より実態にあったものに見直すこと。特に、工場のロボット化・IT化の進展、フランチャイズ制の拡大等を踏まえ、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から、見直しを行うこと。

(4) 車体課税の見直しについては、平成29年度与党税制改正大綱において、平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講じることとされたが、今後の車体課税の見直しに当たっては、地方財政に影響を及ぼすことのないようにすること。

(5) ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっており、その7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

(6) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的で十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

3 社会保障と税の一体改革

- (1) 2019年10月に予定されている消費税・地方消費税引上げに伴う増収分の使途を見直して、社会保障を全世代型のものとする事等の「新しい経済政策パッケージ」が平成29年12月に閣議決定されたが、現在の「社会保障と税の一体改革」のスキームは、国と地方が十分に協議して決定したものであることを踏まえ、その制度設計や財源等の検討に当たっては、地方の意見を適切に反映し、地方の財政運営に支障が生じることのないようにすること。

なお、幼児教育・保育、高等教育の無償化に係る財源については、国において提唱した施策であることから、その実施に当たっては、これまでの経緯を踏まえ、国が自ら必要な財源を確保するとともに、地方と十分協議すること。

- (2) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。

- (3) 国民健康保険の運営の都道府県単位化については、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）における合意に基づく必要な財源を確保すること。また、都道府県において安定的に国民健康保険の財政運営ができるよう十分に検証し、必要に応じて措置を講じること。

さらに、将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国庫負担金の負担率を引き上げるなど国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐える財政基盤の確立を図り、持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じること。なお、子どもや障害者の医療費助成などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、全面的に廃止すること。

- (4) 消費税・地方消費税の10%への引上げまでに、総合的に検討することとされている医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費

税・地方消費税の引上げに伴い医療機関における非課税取引の仕入れに係る消費税負担が増加する実情を十分に踏まえて検討を行うとともに、国及び地方の社会保障財源への影響も考慮した上で、抜本的解決を図ること。併せて、取引上不利な地位にある中小事業者において消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、引き続き、転嫁対策を確実に実施すること。

(5) 地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、消費税・地方消費税の10%への引上げの際には8%時と同様に、引上げ分の地方消費税収について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すること。

(6) 平成26年4月の消費税・地方消費税の8%への引上げ時には、増税に伴う駆け込み需要とその反動により個人消費の落ち込み等がみられたことから、2019年10月の消費税・地方消費税の10%への引上げに際しては、景気が落ち込まないように、万全な経済対策等を講じること。

(7) 消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、国民や中小事業者に混乱が生じないように、対象品目の区分や区分経理の詳細等を十分に周知し、必要な支援を講じること。

平成30年11月12日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政